

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

2026 年 10 月 1 日

株式会社ミライト・ワン

2026 年 10 月 1 日
東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 3 号
株式会社ミライト・ワン
代表取締役社長 菅原 英宗

当社は、2026 年 5 月 12 日付で株式会社ミライト・ワン・システムズ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライト・ワン・システムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

1. 本吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 項）

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 項）

（1）本吸収合併の差止請求（会社法第 784 条の 2）

吸収消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

吸収消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

吸収消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議（会社法第 789 条）

吸収消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項および 3 項に従い、2026 年 5 月 20 日付の官報および電子公告により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 項）

（1）本吸収合併の差止請求（会社法第 796 条の 2）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するた

め、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項および 3 項に従い、2026 年 5 月 20 日付の官報および同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 項）

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収消滅会社から資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 項）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 項）

本吸収合併の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 項）

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が
備え置いた書面に記載された事項